

「金融商品仲介業者に関する規則」の一部改正について（案）

平成 22 年 2 月 10 日

（ 下 線 部 分 変 更 ）

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">第 2 章 投資勧誘及び顧客管理</p> <p>（外国証券取引の取扱い）</p> <p>第 10 条 協会員は、外国証券の取扱いに関し、金融商品仲介業者に対し、次の各号に掲げる取扱いを遵守させなければならない。</p> <p>1 (現 行 ど お り) (削 る)</p> <p>2 外国証券の勧誘によらず売り付ける場合の取扱い 金融商品仲介業者が、顧客に対し前号に規定する外国証券以外の外国証券について勧誘を行わずに、当該外国証券の買付けに係る売買の媒介又は委託の媒介を行い、所属協会員が当該外国証券を売り付ける場合には、当該注文が当該顧客の意向に基づくものである旨の記録を作成のうえ、整理及び保存する等適切な管理を行うこと。</p> <p>（金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令附則第 4 条の規定に基づく経過措置の対象となる有価証券の取扱い）</p> <p>第 10 条の 2 協会員が、金融商品仲介業者に勧誘を行わせることができる金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令（平成 21 年内閣府令第 78 号。以下「整備府令」という。）附則第 4 条第 1 項の適用を受ける外国証券（以下「特定特例私売出し証券」という。）は、所属協会員が顧客に対して勧誘を行うことのできる証券に限るものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 投資勧誘及び顧客管理</p> <p>（外国証券取引の取扱い）</p> <p>第 10 条 協会員は、外国証券の取扱いに関し、金融商品仲介業者に対し、次の各号に掲げる取扱いを遵守させなければならない。</p> <p>1 (省 略)</p> <p>2 <u>外国で既に発行された外国証券につき売出しに該当しない勧誘（以下「外国証券の少人数向け勧誘」という。）により売り付ける場合の取扱い</u> <u>金融商品仲介業者が、顧客に対し外国証券の少人数向け勧誘を行い、所属協会員が当該外国証券を売り付ける場合には、次に掲げる場合を除き、あらかじめ又は同時に、当該顧客に対し、外国証券規則第 10 条第 1 項に規定する転売制限等告知書を交付すること。</u> <u>イ 金商法による開示が行われている外国証券である場合</u> <u>ロ 所属協会員における売付けの総額が 1 億円未満の場合</u></p> <p>3 <u>外国証券の少人数向け勧誘によらず売り付ける場合の取扱い</u> 金融商品仲介業者が、顧客に対し外国証券の少人数向け勧誘を行わずに、顧客の外国証券の買付けに係る売買の媒介又は委託の媒介を行い、所属協会員が当該外国証券を売り付ける場合には、<u>第 2 号イ又はロに掲げる場合を除き、当該注文が当該顧客の意向に基づくものである旨の記録を作成のうえ、整理及び保存する等適切な管理を行うこと。</u></p> <p>（外国証券取引の例外的取扱い）</p> <p>第 10 条の 2 (新 設)</p>

改 正 案	現 行
<p><u>2 協会員が、金融商品仲介業者に特定特例私売出し証券の勧誘の取扱いをさせる場合は次の各号の取扱いとする。</u></p> <p>1 金融商品仲介業者は、<u>特定特例私売出し証券について、顧客に対し、勧誘に係る外国証券の内容等を説明した文書（「少人数向け勧誘対象海外発行証券に係る『外国証券の取引に関する規則』の特例に関する規則」（以下「少人数向け勧誘対象海外発行証券規則」という。）第4条第1項に基づき所属協会員が作成したものに限る。以下「外国証券内容説明書」という。）を交付することにより、勧誘を行うことができるものとする。</u></p> <p>2 (現行どおり) (削 る)</p> <p>3 金融商品仲介業者が、<u>協会員及び適格機関投資家を相手方として特定特例私売出し証券を勧誘する場合は、当該協会員及び適格機関投資家に対し外国証券内容説明書を交付することを要しないこと。</u></p> <p>4 金融商品仲介業者が、顧客に対し<u>特定特例私売出し証券の勧誘を行う場合における外国証券内容説明書の交付の取扱いは、少人数向け勧誘対象海外発行証券規則第5条各号に定めるところに準じて取り扱うこと。</u></p> <p>5 金融商品取引仲介業者が、<u>特定特例私売出し証券の勧誘を行い、所属協会員が当該特定特例私売出し証券を顧客に売付ける場合には、少人数向け勧誘対象海外発行証券規則第4条第3項に掲げる場合を除き、あ</u></p>	<p>前条第2号の規定にかかわらず、<u>協会員は、既に外国で発行された外国証券規則第12条第1項各号に掲げる外国証券（以下「特定外国証券」という。）につき売出しに該当しない勧誘（以下「特定外国証券の少人数向け勧誘」という。）の取扱いについて、金融商品仲介業者に対し、次の各号に掲げる取扱いをさせることができる。</u></p> <p>1 金融商品仲介業者が、顧客（<u>適格機関投資家（金商法第2条第3項第1号に規定する者（協会員を除く。）をいう。以下この条において同じ。）を除く。以下この号において同じ。）</u>）に対し、<u>特定外国証券の少人数向け勧誘を行い、当該顧客に対し当該勧誘に係る外国証券の内容等を説明した文書（外国証券規則第11条第1項に基づき所属協会員が作成したものに限る。以下「外国証券内容説明書」という。）を交付するとともに、所属協会員が、当該顧客からの買付けに係る証券について保管の委託を受けるときには、当該外国証券に関し転売制限を付することを要しないこと。</u></p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 金融商品仲介業者が、<u>適格機関投資家を相手方として特定外国証券の少人数向け勧誘をする場合において、協会員又は非居住者に譲渡するものを除き譲渡を行わないことを約する旨の条件が付されていることを明らかにしているとき又は当該適格機関投資家の買付けに係る証券について所属協会員が保管の委託を受けるときには、当該適格機関投資家に対し転売制限等告知書を交付することを要しないこと。</u></p> <p>4 金融商品仲介業者が、<u>協会員を相手方として特定外国証券の少人数向け勧誘する場合は、当該協会員に対し転売制限等告知書の交付及び外国証券内容説明書を交付することを要しないこと。</u></p> <p>5 金融商品仲介業者が、顧客に対し<u>特定外国証券の少人数向け勧誘を行う場合における外国証券内容説明書の交付の取扱いは、外国証券規則第12条第2項各号に定めるところに準じて取り扱うこと。</u></p> <p>(新 設)</p>

改 正 案	現 行
<p><u>らかじめ又は同時に、当該顧客に対し、同規則第4条第2項に規定する告知書を交付すること。</u></p> <p>3 <u>協会員が、金融商品仲介業者に勧誘を行わせることができる整備府令第4条第2項の適用対象となる有価証券（以下「特定特例外国証券売出し証券」という。）は、所属協会員が顧客に対して勧誘を行うことのできる証券に限るものとする。</u></p> <p>4 <u>協会員は、金融商品仲介業者が特定特例外国証券売出し証券の勧誘を行うにあたり、顧客（証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令第13条第4号に定める適格機関投資家を除く。）に提供する情報（金商法第27条の32の2第1項に規定する情報をいう。）に記載する事項は、所属協会員が少人数向け勧誘対象海外発行証券規則第6条第2項に基づき作成したものとすることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、平成22年4月1日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p>

以 上